

改正概要

老人福祉法施行細則の一部改正について

1. 改正理由

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年3月31日厚生労働省令第64号）により、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）の一部が改正されたことに伴い、当該規則を引用する老人福祉法施行細則（昭和62年6月26日規則第47号）につき、整合性を図るための様式の整備を行う。

2. 改正内容

第1号様式、第1号様式の4、第1号様式の7、第2号様式、第5号様式、第6号様式の表記の整備

3. 施行期日

令和2年10月1日